

2024年から始まった新たなNISA制度を活用しよう！

大阪シティ信金で

NISA

資産運用応援キャンペーン

キャンペーン期間 | 令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

当金庫でNISA口座を開設された方にもれなく

現金**500円**をプレゼント！



同時に**NISAで投信！キャンペーン**も実施中

(窓口でご相談受けています。気楽にお声掛けください。)

NISA 制度に関する留意事項

●NISA 制度の改正に伴い、従来の「一般NISA」および「つみたてNISA」（以下、「従来のNISA」といいます）での投資は2024年以降できなくなりました。●従来のNISAでの投資分は、2024年以降のNISAの非課税保有限額（総枠）とは別枠で、当初の非課税保有期間終了まで非課税のまま保有することができます。ただし、当該非課税保有期間中、もしくは期間終了時に2024年以降のNISAに移管することはできません。●NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（一金融機関）の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。●NISA口座は、1年単位で金融機関を変更することができます。ただし変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。また、NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。●NISA口座で設定されている年間非課税投資枠は、保有している投資信託等を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。●累計の非課税保有額については、保有している投資信託等を売却した場合、翌年以降その非課税枠を再利用することができます。その場合、簿価（取得価額）残高方式で管理されます。●収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに非課税投資枠を使用することになります。●NISA口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができません。また損失の繰越控除の適用も受けられません。●投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）についてはそもそも非課税のため、NISA口座の非課税メリットを享受することができません。●NISA口座で購入できるのは、当金庫が取扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたて投資枠では定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額買付サービスのお申込みが必要です。●つみたて投資枠では、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。●基準超過日（NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以降5年を経過した日）ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準超過日から1年以内に確認できない場合、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への対象商品の受け入れができなくなります。

投資信託のご注意事項

●投資信託はご購入時等に各種手数料が必要となります（購入時手数料（申込代金の最大3.30%）+運用管理費用（信託報酬として純資産総額に対し最大年2.42%）+信託財産留保額（換金時の基準価額の最大0.3%））。詳細は各商品の交付目論見書等でご確認ください。●投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身の負担となります。●投資信託は預金保険の対象ではありません。●当金庫が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。●当金庫は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。●投資信託をご購入の際は、店頭窓口にご用意している交付目論見書等を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●この資料は、大阪シティ信用金庫が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。●投資信託のお取引はクーリングオフの対象になりません。

NISA キャンペーンのご留意事項は裏面に記載しています。必ずお読みください。



当金庫ホームページ

信頼で地域とつながる
大阪シティ信用金庫

商号等/大阪シティ信用金庫
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号
加入協会/日本証券業協会

NISAキャンペーンについてのご留意事項

- NISA口座がキャンペーン期間中に申込みされ、開設されていることが条件となります。

- * 令和6年7月1日（月）以降にNISA口座申込みし、開設されていること。
- * 令和7年2月28日（金）までにNISA口座が開設されていること。
- * NISA口座開設はお申込みいただいてから通常、数週間はかかりますので、ご留意ください。特に令和7年2月の申込みについては2月28日までに開設が間に合わない場合もありますので、早めに申し込まれることをお勧めします。
- * 今年度のNISA口座開設を希望される場合は今年度11月末までにお申込み下さい。

- NISA口座開設の対象は金融機関変更の場合も含まれます。

- NISA口座開設における現金プレゼントはお1人様1回限りとします。

- 現金プレゼントはNISA口座開設から3~4ヶ月後に入金予定といたします。

（当金庫の口座へ振込）

NISA 口座開設月	現金プレゼント予定日
令和6年 7月・ 8月	令和6年10月末頃
令和6年 9月・10月	令和6年12月末頃
令和6年11月・12月	令和7年 2月末頃
令和7年 1月・ 2月	令和7年 4月末頃

*現金プレゼント予定日は前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*但し、入金日までに、NISA口座の廃止、投信口座解約、口座取引停止、他の金融機関に変更された場合等は対象外といたします。



<NISA 申込みについて>

NISA の利用 申込み方法

NISA を利用するにはあらかじめ信用金庫に「非課税口座開設届出書（当金庫にご用意しています）」を提出し、信用金庫が税務署から非課税口座の開設ができる旨の提供を受けることが必要です。なお、口座開設数は1人1口座に限られます。（金融機関を変更した場合を除く。）

口座を開設 できる人

NISA 口座を開設する年の1月1日時点で18歳以上の日本居住者等の方です。

用意する書類

手続きには、個人番号（マイナンバー）の告知が必要となります。（但し、既に当庫に個人番号（マイナンバー）の告知をいただいている方は不要です。）また、本人確認資料をご用意ください。（詳細については窓口にお問い合わせください。）

詳しくは、窓口または営業担当者までお問い合わせください。